

山陽小野田市生活維持型Ⅱ（訪問型サービスA）の人員、設備及び運営
に関する基準を定める要綱

平成29年4月1日制定

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日全部改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年山陽小野田市規則第14号）第3条第1号ア(ウ)に規定する生活維持型Ⅱ（訪問型サービスA）（以下「生活維持型Ⅱ」という。）の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（事業の一般原則）

第2条 生活維持型Ⅱを行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第3条 生活維持型Ⅱは、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第4条 事業者が生活維持型Ⅱを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

（管理者）

第5条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第6条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活維持型Ⅱの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 事業者は、生活維持型Ⅱの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第12条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 事業者は、正当な理由なく生活維持型Ⅱの提供を拒んではならない。

(個別サービス計画の作成)

第9条 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活維持型Ⅱの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活維持型Ⅱの個別サービス計画を必要に応じて作成するものとする。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第10条 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対し、生活維持型Ⅱの提供をさせてはならない。

(緊急時の対応)

第11条 従業者は、現に生活維持型Ⅱの提供を行っている場合において利用者に病状の急変が生じたとき、その他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第12条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事

項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活維持型Ⅱの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第13条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第14条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第15条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）第３０条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（苦情処理）

第１６条 事業者は、提供した生活維持型Ⅱに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２ 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３ 事業者は、提供した生活維持型Ⅱに関し、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の７第１項及び法第１１５条の４の５第１項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４ 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第１７条 事業者は、利用者に対する生活維持型Ⅱの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業（法第１１５条の４の５第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業をいう。）の実施者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２ 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３ 事業者は、利用者に対する生活維持型Ⅱの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（電磁的記録等）

第18条 事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、生活維持型Ⅱの基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。